

埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第10条の2第1項、第2項及び第3項に定める感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備等を図るため、感染症法第10条の2第1項の規定に基づき、埼玉県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、学識経験者及び別表に掲げる団体が推薦する者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 感染症法第10条第1項に規定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (3) 予防計画及び行動計画の推進に関すること。
- (4) 感染症の発生の予防及びまん延を防止するために必要な対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(部会の設置)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の所掌する事項及び構成員等は、協議会において定める。

3 部会長及び副部会長は会長が指名する。

4 部会長は、会務を整理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を行う。

6 部会の運営については、第5条の規定を準用する。この場合において、第5条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「構成員」と、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、保健医療部感染症対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営等に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月31日から施行する。
- 2 協議会設置初年度の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

埼玉県感染症対策連携協議会構成団体

医療関係団体	埼玉県医師会
	埼玉県歯科医師会
	埼玉県薬剤師会
	埼玉県看護協会
	埼玉県栄養士会
	埼玉医科大学病院
	埼玉県公的病院協議会

関係団体	埼玉県老人福祉施設協議会
	埼玉県発達障害福祉協会
	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合
	埼玉県訪問看護ステーション協会

行政	埼玉県
	埼玉県教育委員会
	さいたま市
	川越市
	川口市
	越谷市
	埼玉県消防長会
	埼玉県市長会
	埼玉県町村会